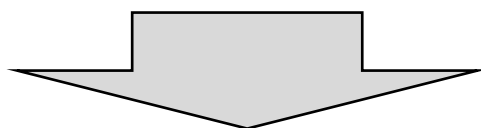


求職活動について、一部緩和のおしらせ

住居確保給付金 受給期間中の求職活動につきましては、今般の物価高騰に対応する経済対策の趣旨を踏まえ、生活不安の解消等に資するための措置として、当面の間 活動の回数が緩和されることとなりました。

現在の求職活動等の要件

受給月数	あなたの状態	必要とされる求職活動要件		
		生活自立支援センターとの面談等 (月 1 回以上)	企業への応募 (週 1 回以上)	ハローワーク又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口での職業相談等(月 2 回以上)
1 か月 ～ 9 か月	離職・廃業	必須	必須 (参考様式 7 を提出)	必須 (参考様式 6 を提出)
	休業等	必須	任意	任意
再支給	離職・廃業	必須	必須 (参考様式 7 を提出)	必須 (参考様式 6 を提出)
	休業等	必須	任意	任意



求職活動等はすべて月 1 回に緩和されます。
ただし、提出いただく報告書類についての変更
はございません。